

# 岐阜県公報

## 目次

### 企業管理規程

岐阜県公営企業文書規程及び岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

(水道企業課)

ページ  
一

号外(一) 平成二十五年十一月二十九日

## 企業管理規程

岐阜県公営企業文書規程及び岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企業管理規程第三号

岐阜県公営企業文書規程及び岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

(岐阜県公営企業文書規程の一部改正)

第一条 岐阜県公営企業文書規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「契約書等」を「契約書、議事録等」に改める。

第五条中「において、岐阜県公文書規程」の下に「第六条第二項中「総括管理監(総括管理監が置かれていない場合は課長、管理調整に関する事務を担当する係長若しくは課長補佐又は課長の指定する者)」とあるのは「県営水道経営企画監」と、岐阜県公文書規程」を加え、「公営企業会計」を「公営企業会計」に改める。

(岐阜県公営企業財務規程の一部改正)

第二条 岐阜県公営企業財務規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「総括管理監」を「県営水道経営企画監」に改める。

附則

この規程は、平成二十五年十二月一日から施行する。

平成二十五年十一月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社